

厚生労働科学研究費補助金  
分担研究報告書

労働安全衛生法第8章の逐条解説

分担研究者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

研究要旨

第8章では、第12条第1項（衛生管理者）、第14条（作業主任者）、第61条第1項（就業制限）の免許及び技能講習の細目を規定している。具体的にみると、第72条から第75条において、免許の交付、免許証の有効期間の更新、免許の取消し、免許試験の実施について必要な事項について規定する。また、第75条の2から第75条の12までは、免許試験の実施に関する事務の全部又は一部を行う指定試験機関について定める。この他、第76条では技能講習の実施について必要な事項を規定するとともに、第77条では技能講習等を行う登録教習機関の監督に関する事項について規定している。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な

論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第72条から77条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の

起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

## C. 研究結果

### 1. 第 72 条

#### 1. 1 条文

##### （免許）

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第七十四条第二項（第三号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者

二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第六十一条第一項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

#### 1. 2 趣旨・内容

#### 1. 2. 1 趣旨

第 72 条は、衛生管理者、作業主任者又は就業制限のある業務に就く者に必要な免許に関し、原則として免許試験に合格する必要があること及び免許の欠格事由などについて規定している<sup>1)</sup>。

#### 1. 2. 2 内容

##### 〔免許の種類及び取得方法〕

第 72 条第 1 項の「厚生労働省令で定める資格を有する者」は免許の種類（全 20 種）ごとに規定され、第 1 種衛生管理者免許・第 2 種衛生管理者免許・衛生工学衛生管理者免許（第 12 条（衛生管理者）第 1 項の免許）、高圧室内作業主任者免許（第 14 条（作業主任者）の免許）、特級ボイラー技士免許・1 級ボイラー技士免許・2 級ボイラー技士免許（第 61 条（就業制限）第 1 項の免許）などの免許は、免許の種類ごとに免許試験に合格した者やその他の一定の資格を有する者に対し、免許証を交付して行われる<sup>2)</sup>。この免許が与えられる資格は表 1 のとおりである（安衛則第 62 条、別表第四）<sup>3)</sup>。

##### 〔免許証の交付〕

衛生管理者、作業主任者又は就業制限業務に就く者に係る免許は、免許の種類ごとに、免許試験に合格した者やその他一定の資格を有する者に対し、免許証を交付することで行われる<sup>4)</sup>。

免許証の交付において、同一人が同日に 2 種類以上の免許を受けるときは、1 つの免許証に他の種類の免許に係る事項を記載し、当該種類の免許に係る免許証の交付に代える（安衛則第 66 条の 2）。

免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるとき

は、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載し、その者が現に有する免許証と引換えに交付する（安衛則第 66 条の 2）。

クレーン・デリック運転士に係る限定免許を現に受けている者に限定しない免許を交付するときは、その者が現に有する免許証と引き換えにクレーン・デリック運転士に係る免許証を交付する。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、その異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする（安衛則第 66 条の 2）。

〔免許の申請手続〕

免許試験に合格した者で免許を受けようとする者は、免許試験合格後に遅滞なく免許申請書を所轄の都道府県労働局長に提出しなければならない。指定試験機関が行う免許試験に合格した者で免許を受けようとする者も、免許試験合格後に遅滞なく免許申請書に合格の通知を添えて、当該免許試験を行った指定試験機関の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（安衛則第 66 条の 3）。

また、免許試験に合格した者以外の者で免許を受けようとする者に関しても、免許申請書を、住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（安衛則第 66 条の 3）。

〔免許証の再交付又は書替え〕

免許証を滅失又は損傷したときは、免許証再交付申請書を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の再交付を受

けなければならない。また、氏名を変更したときは、免許証書替申請書を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の書替えを受けなければならない（安衛則第 67 条）。

〔免許証の返還〕

免許の取消しの処分を受けた者は、遅滞なく免許の取消しをした都道府県労働局長に免許証を返還しなければならない（安衛則第 68 条）。

〔免許の欠格事項〕

第 72 条第 2 項は、次の①～③のいずれかに該当する者には免許を与えないことを規定している<sup>5</sup>。

①免許の取消しの日から一年を経過しない者。

②満 18 歳に満たない者（揚貨装置運転士免許、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許、特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許、ボイラー整備士免許、クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、発破技士免許、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許及び潜水土免許）（安衛則第 63 条、ボイラー則第 98 条・第 105 条・第 114 条、クレーン則第 224 条・第 230 条、電離則第 49 条・第 52 条の 4 の 2、高圧則第 53 条）。

③満 20 歳に満たない者（高圧室内作業主任者免許）（高圧則第 48 条）。

免許試験の受験資格には年齢制限がなく、免許の年齢制限に抵触する年齢で免許試験を受けることは可能であるが、合格した場

合においても、免許の申請は所定の年齢に達してから行わなければならない<sup>6</sup>。

〔免許の重複取得の禁止〕

免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。ただし、次の①～②に掲げる者が当該各号に定める免許を受けるときはこの限りではない（安衛則第 64 条、クレーン則第 224 条の 4）<sup>7</sup>。

①取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者が、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受ける場合。

②取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者が、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を受ける場合。

〔法第 72 条第 3 項の厚生労働省令でさだめる者〕

第 72 条第 3 項は、法第 61 条第 1 項に基づく免許に関し、免許の種類に応じ、心身の障害により、免許に係る業務を適正に行うことができない者として免許を与えないことがある者を、厚生労働省令で規定する旨定めている。この「法第 61 条第 1 項に基づく免許」は次の 12 種類の免許を指す<sup>8</sup>。

- ①発破技士免許
- ②揚貨装置運転士免許
- ③特級ボイラー技士免許
- ④一級ボイラー技士免許
- ⑤二級ボイラー技士免許

- ⑥特別ボイラー溶接士免許
- ⑦普通ボイラー溶接士免許
- ⑧ボイラー整備士免許
- ⑨クレーン・デリック運転士免許
- ⑩移動式クレーン運転士免許
- ⑪潜水士免許
- ⑫ガス溶接士作業主任者免許

また、第 72 条第 4 項では、都道府県労働局長が免許を申請した者に免許を与えないこととするとき、あらかじめ申請者にその旨を通知し、求めがあったとき場合には、都道府県労働局長の指定する職員に意見を聴取させなければならないことを規定している<sup>9</sup>。

なお、2001（平成 13）年の法改正に基づき、衛生管理者と作業主任者の免許に関し障害者に係る欠格事由が廃止され、また、法第 61 条第 1 項関係（就業制限）の免許に関し、心身の障害により免許を与えないことがある者を厚生労働省令により規定することとされた<sup>10</sup>。

就業制限業務の免許に関しては、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として免許が付与されない場合や作業に関し、条件付きの免許が与えられる場合がある（表 2 参照）<sup>11</sup>。この場合において免許を付与するか否かを決定する際には、現に利用している障害を補う手段又は現に受けている治療などにより障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況などが考慮される<sup>12</sup>。

## 2. 第 73 条

### 2. 1 条文

第七十三条 免許には、有効期間を設ける

ことができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

## 2. 2 趣旨・内容

### 2. 2. 1 趣旨

第73条は、必要に応じて免許に有効期間を設けることができること、また、都道府県労働局長が免許の有効期間を更新する場合には一定の要件に基づかなければならないことを定めている<sup>13</sup>。

### 2. 2. 2 内容

免許証の交付後に技能が低下するおそれがある業務に関し、免許の種類・有効期間・更新する場合の基準を厚生労働省令で定めることとしている<sup>14</sup>。

この点、厚生労働省令では、ボイラー溶接士関係について、特別ボイラー溶接士免許と普通ボイラー溶接士免許の有効期間を2年と規定している（ボイラー則第107条第1項）が、他の免許には有効期間を設けていない<sup>15</sup>。

特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許の有効期間の更新を受けようとする者は、その有効期間の満了前に、免許更新申請書を当該免許を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（ボイラー則第107条第3項）。

都道府県労働局長は、特別ボイラー溶接士又は普通ボイラー溶接士が、当該免許の有効期間の満了前一年間にボイラー又は第

一種圧力容器を溶接し、かつ、当該免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが所定の溶接検査又は変更検査に合格している場合、その他ボイラー溶接士としての技能の低下が認められない場合に当該免許の有効期間を更新することとされている（ボイラー則第107条第2項）。

## 3. 第74条・第74条の2

### 3. 1 条文

第七十四条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

四 第百十条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種

類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 3. 2 趣旨・内容

#### 3. 2. 1 趣旨

第74条は、都道府県労働局長による免許の取消し、効力の停止及び再免許について規定している<sup>16</sup>。

また、第74条の2は、厚生労働省令が規定する免許証の交付の手續その他免許に関する必要な事項が、法律を根拠として規定されていることを明確化するものである<sup>17</sup>。

#### 3. 2. 2 内容

第74条第1項は免許の必要的取消しに関する規定であり、免許を受けた者が法第72条第2項第2号に該当する場合（年齢制限があるにもかかわらず年齢を偽って免許を取得した場合は、都道府県労働局長が免許を取り消すべきことを規定する<sup>18</sup>。

また、第74条第2項は、免許の任意的取消しと効力の一時停止を定めるものであり、免許を有する者が次の①～⑦のいずれかに該当した場合、都道府県労働局長は、個々の具体的事情を検討して、免許の取消しあるいは効力の一時停止を行うことができる

（安衛則第66条）<sup>19</sup>。

- ①故意又は重大な過失により免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。
- ②免許に係る業務について労働安全衛生法令に違反したとき。
- ③就業制限業務の免許の場合には、心身の障害により免許の業務を適正に行うことができない者となつたとき。
- ④免許に付せられた条件に違反したとき。
- ⑤免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があつたとき。
- ⑥免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- ⑦免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。

免許の効力の停止を行う場合には、免許証を提出させて効力の停止とその期間を記入したうえで、都道府県労働局の掲示板に掲示するなどの方法により公示するほか、免許証が提出されない場合には免許を取り消すことも考慮する<sup>20</sup>。

第74条第3項は、障害者に係る欠格事由に該当し免許を取り消された者について、取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、都道府県労働局長は再免許を与えることができることを定める<sup>21</sup>。

第74条の2は、第72条（免許）、第73条（免許の有効期間・更新）、第74条（免許の取消し）に定めるもののほか、免許証の交付、免許の申請手續、免許証の再交付又は書替えなど免許に関する必要な事項は、厚生労働省令（労働安全衛生規則：第62条～第72条）が規定することを定めている。

#### 4. 第 75 条

##### 4. 1 条文

###### （免許試験）

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験（以下「免許試験」という。）は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

##### 4. 2 趣旨・内容

###### 4. 2. 1 趣旨

第 75 条は、免許試験の実施方法、免許試験の一部免除などの事項を定めている。

###### 4. 2. 2 内容

免許試験は、厚生労働省令で定める 18 種の区分ごとに学科試験・実技試験又はそのいずれかによつて都道府県労働局長が行うこととされ、実際には第 75 条の 2（指定試験機関の指定）の規定に基づき、指定試験

機関である公益財団法人安全衛生技術試験協会が都道府県労働局長の行う事務試験を実施している<sup>22</sup>。

第 75 条第 1 項中「厚生労働省令で定める区分」とは、①第一種衛生管理者免許試験、②第二種衛生管理者免許試験、③高圧室内作業主任者免許試験、④ガス溶接作業主任者免許試験、⑤林業架線作業主任者免許試験、⑥特級ボイラー技士免許試験、⑦一級ボイラー技士免許試験、⑧二級ボイラー技士免許試験、⑨エックス線作業主任者免許試験、⑩ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験、⑪発破技士免許試験、⑫揚貨装置運転士免許試験、⑬特別ボイラー溶接士免許試験、⑭普通ボイラー溶接士免許試験、⑮ボイラー整備士免許試験、⑯クレーン・デリック運転士免許試験、⑰移動式クレーン運転士免許試験、⑱潜水士免許試験の 18 種の免許試験の区分を指す（安衛則第 69 条）。なお、衛生工学衛生管理者免許及び特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許に関しては免許試験は存在せず、決められた資格に基づき取得するものとされている<sup>23</sup>。

第 75 条第 3 項では、教習科目や教習を受けるための手続を定めており、登録教習機関が行う一定の教習を修了した者で、修了日から一年以内のものについて試験を免除することとしており、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習、揚貨装置運転実技教習及びデリック運転実技教習が該当する<sup>24</sup>。

第 75 条第 5 項中「厚生労働省令で定める事項」とは、安衛則、ボイラー則、クレーン則、高圧則、電離則が定める免許試験の区分ごとの受験資格、試験科目、試験免除資格、免除試験科目、受験手続などである

25。

#### 〔免許試験の種類〕

免許試験の種類ごとの受験資格及び試験科目は表 3 の通りである（法第 75 条第 1 項・第 2 項、安衛則第 70 条・別表第 5）。

### 5. 第 75 条の 2

#### 5. 1 条文

##### （指定試験機関の指定）

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

#### 5. 2 趣旨・内容

##### 5. 2. 1 趣旨

第 75 条の 2 は、厚生労働大臣が、都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせるため、試験事務を行おうとする者の申請により、指定試験機関の指定を行うことを規定している。

##### 5. 2. 2 内容

#### 〔指定試験機関〕

労働安全衛生法に基づく免許試験に関する業務は膨大であるため、1977（昭和 52）年の法改正により、都道府県労働局長の行う免許試験を厚生労働大臣が指定する指定試験機関（全国で一つに限る）に行わせることができる制度を設け、常時試験を実施できる体制を整備し、受験者の利便性の向上と行政事務の効率化（都道府県労働局の負担の軽減）を目指した<sup>26</sup>。

今日、指定試験機関として公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定されており、都道府県労働局長が行う試験事務を実施している<sup>27</sup>。

#### 〔試験事務の範囲〕

厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるものとされている（登録省令第 19 条の 25）。

指定試験機関に行わせることができる試験事務の範囲とは、労働安全衛生規則第 69 条で定められた免許試験の区分について、試験日時及び試験場の公示、受験申請書の受理、試験問題の作成、試験の実施、合否の決定及び合否の通知の事務である<sup>28</sup>。

#### 〔指定の申請〕

指定試験機関としての指定を受けようとする者は、①～③の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 19 条の 26 第 1 項）。

①名称及び住所

②試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

③試験事務を開始しようとする年月日

〔申請書に添える書面〕

また、申請書には、①～④に掲げる書面



を添えなければならない（登録省令第19条の26第2項）。

- ①定数及び登記事項証明書
- ②申請の日を含む事業年度の全事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③申請の日を含む事業年度及び事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ④役員の氏名及び略歴を記載した書面

6. 第75条の3・第75条の4・第75条の5

6. 1 条文

（指定の基準）

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

（役員を選任及び解任）

第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

（免許試験員）

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければ

ならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

## 6. 2 趣旨・内容

### 6. 2. 1 趣旨

第75条の3は、指定試験機関の基準（試験事務を実施する能力）を規定する。また、第75条の4は指定試験機関の役員の選任と解任について、第75条の5は免許試験員について所要の事項を定めている。

### 6. 2. 2 内容

〔指定の基準〕

国に代わり試験事務を行う指定試験機関には、社会的信頼性や技術的な基盤などを備えるだけでなく、試験の実施に際しては高度な公正・中立性・斉一性を保つことが求められる<sup>29</sup>。第75条の3は、このような観点に基づいて指定試験機関の指定基準を定めている（今日、指定試験機関としては公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定されている）<sup>30</sup>。

〔役員の選任及び解任〕

第75条の4は、指定試験機関の役員の選任・解任に関しては、厚生労働大臣の許可

を受けなければ効力を生じないこととし、指定試験機関の役員としての適格性を確認すること定めている<sup>31</sup>。また、厚生労働大臣は、指定試験機関の役員に不正な行為があつた場合には、指定試験機関に対しその役員の解任を命ずることができる。

指定試験機関は、役員の選任及び解任について、厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、次の①～②の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第19条の28）。

- ①選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- ②選任又は解任の理由

〔免許試験員〕

第75条の5では、免許試験を受験する者の知識・能力の判定に関する事務（試験の可否に関する事務）に関し、試験の適正な水準を確保するために一定の要件を備えた免許試験員に行わせなければならないことを定めている<sup>32</sup>。免許試験員に求められる要件は、免許試験の種類に応じて厚生労働省令が規定している（登録省令第19条の29及び別表）（表4参照）。

指定試験機関は、免許試験員を選任又は変更した場合は、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。また、厚生労働大臣は、免許試験員が不正な行為を行った場合、指定試験機関に対しその免許試験員の解任を命ずることができる。

## 7. 第75条の6

### 7. 1 条文

（試験事務規程）

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規

程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

## 7. 2 趣旨・内容

### 7. 2. 1 趣旨

第75条の6は、指定試験機関の試験事務規程について定めている。

### 7. 2. 2 内容

試験事務は公正・的確に実施される必要があるため、指定試験機関は試験事務規程を定め、試験事務規程を制定又は変更する場合には厚生労働大臣の認可を受ける必要がある<sup>33</sup>。また、適正かつ確実な試験事務を実施するために試験事務規程が不適当となった場合には、厚生労働大臣はその変更を命ずることができる<sup>34</sup>。

試験事務規程で定めるべき事項としては、次の①～⑥が挙げられる（登録省令第19条の32）。

- ①免許試験の実施の方法に関する事項
- ②手数料の収納の方法に関する事項
- ③合格の通知に関する事項
- ④試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤試験事務に関する帳簿及び書類の保管に

関する事項

⑥その他試験事務の実施に関し必要な事項

## 8. 第75条の7

### 8. 1 条文

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 8. 2 趣旨・内容

### 8. 2. 1 趣旨

第75条の7は、指定試験機関が作成する事業計画の認可などに関する規定である。

### 8. 2. 2 内容

指定試験機関における適正な業務運営を確保するため、指定試験機関には事業年度ごとに事業計画及び収支予算の作成が義務付けられているほか、指定試験機関が事業計画を作成・変更する際には厚生労働大臣の認可を受ける必要がある<sup>35</sup>。

また、指定試験機関は、事業年度終了後に事業報告書、収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 9. 第75条の8

### 9. 1 条文

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 9. 2 趣旨・内容

#### 9. 2. 1 趣旨

第75条の8は、指定試験機関の役職員等の守秘義務について規定している。

#### 9. 2. 2 内容

指定試験機関の役職員等（元職員を含む）は、試験事務の実施に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこととされ、守秘義務が課せられている<sup>36</sup>。

また、試験事務の公正な遂行を図るため、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により指定試験機関の役職員を公務に従事する職員とみなし、必要な保護や特定の義務を課している<sup>37</sup>。

第75条の8第1項の規定に違反して指定試験機関の役職員等が知り得た秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第117条）<sup>38</sup>。

## 10. 第75条の9・第75条の10・第75条の11・第75条の12

### 10. 1 条文

#### （監督命令）

第七十五条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### （試験事務の休廃止）

第七十五条の十 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

#### （指定の取消し等）

第七十五条の十一 厚生労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第一百十条第一項の条件に違反したとき。

（都道府県労働局長による免許試験の実施）

第七十五条の十二 都道府県労働局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

## 10. 2 趣旨・内容

### 10. 2. 1 趣旨

第75条の9は指定試験機関に対する監督命令について、第75条の10は試験事務の休廃止について、第75条の11は指定試験機関の指定の取消し等について、第75条の12は指定試験機関が実施する試験事務の休止等の場合における都道府県労働局長による免許試験の実施等をそれぞれ規定している。

### 10. 2. 2 内容

〔監督命令〕

第75条の9は、試験事務の適正かつ公正な実施を図るため、指定試験機関に対して厚生労働大臣がいつでも監督上必要な命令をすることができることを規定している<sup>39</sup>。

〔試験事務の休廃止〕

第75条の10は、指定試験機関が試験事務を休廃止しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないことを定めている。

免許試験は一定の業務などに就くための資格を付与するために行われる（労働安全衛生法の施行上）重要な制度であり、免許試験制度の適正な運用を図るため、指定試験機関が試験事務を休廃止する場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととしている<sup>40</sup>。

指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合には、次の①～④の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第19条の36）。

①休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

②試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

③試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

④試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

また、指定試験機関の役職員が、第75条の10の規定に違反し、厚生労働大臣の許可を受けないで試験事務の業務の全部を廃止した場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第121条第2号）<sup>41</sup>。

〔指定の取消し等〕

第 75 条の 11 では、指定試験機関の指定の取消しに関し、必要的取消し事由と任意的取消し事由を定め、併せて試験事務の全部又は一部の停止命令を規定している<sup>42</sup>。

指定試験機関としての指定を受けた後、指定試験機関又はその役員が安衛法令の規定に違反して刑に処せられた場合、厚生労働大臣は、指定試験機関としての指定を取り消さなければならない。

また、次の①～⑤の場合には、厚生労働大臣はその裁量により、指定試験機関としての指定を取消し、又は期間を定めて試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる<sup>43</sup>。

- ①申請者の役員の中に解任命令により解任され、その日から二年を経過しない者がいる場合
- ②役員 of 解任命令、免許試験員の解任命令、試験事務規程の変更命令又は監督命令に違反した場合
- ③免許試験員に関する規定、事業計画の認可等の規定又は試験事務の休廃止の規定に違反した場合
- ④認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合
- ⑤指定や許可に厚生労働大臣による付された条件がある場合でその条件に違反した場合

なお、指定試験機関の役職員が、第 75 条の 11 第 2 項に規定する業務の停止の命令に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）<sup>44</sup>。

〔都道府県労働局長による免許試験の実施〕

第 75 条の 12 は、都道府県労働局長が自

ら試験事務を実施する場合を規定している。

都道府県労働局長は、次の①～③の場合には、試験事務の全部又は一部を行わなければならない<sup>45</sup>。

- ①指定試験機関が厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部又は一部を休止した場合
- ②厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合
- ③指定試験機関が天災等により試験事務の全部又は一部を実施することが困難な場合で、必要があると認める場合

また、都道府県労働局長が試験事務を引き継ぐ場合、指定試験機関は次の①～②の事項を行わなければならない（登録省令第 19 条の 37）。

- ①試験事務を行った事務所ごとに、事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に試験事務並びに試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと
- ②その他試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

## 1 1 . 第 76 条

### 1 1 . 1 条文

#### （技能講習）

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1 1. 2 趣旨・内容

1 1. 2. 1 趣旨

第 76 条は、都道府県労働局長又はその指定する者が行う作業主任者及び就業制限業務に係る技能講習の実施方法、修了証の交付等に関する規定である<sup>46</sup>。

1 1. 2. 2 内容

作業主任者に必要な資格、就業制限業務に必要な資格に係る技能講習は、法別表第 18 に掲げる 37 種の区分ごとに、学科講習・実技講習により行われる<sup>47</sup>。

法別表第 18 に基づく技能講習の区分は以下の通りである（法別表第 18）。

- ①木材加工用機械作業主任者技能講習
- ②プレス機械作業主任者技能講習
- ③乾燥設備作業主任者技能講習
- ④コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ⑥ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- ⑦ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- ⑧型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ⑨足場の組立て等作業主任者技能講習
- ⑩建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ⑪鋼橋架設等作業主任者技能講習
- ⑫コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ⑬コンクリート橋架設等作業主任者技能講習

- ⑭採石のための掘削作業主任者技能講習
- ⑮はい作業主任者技能講習
- ⑯船内荷役作業主任者技能講習
- ⑰木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ⑱化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑲普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑳特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ㉑鉛作業主任者技能講習
- ㉒有機溶剤作業主任者技能講習
- ㉓石綿作業主任者技能講習
- ㉔酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ㉕酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ㉖床上操作式クレーン運転技能講習
- ㉗小型移動式クレーン運転技能講習
- ㉘ガス溶接技能講習
- ㉙フォークリフト運転技能講習
- ㉚ショベルローダー等運転技能講習
- ㉛車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ㉜車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ㉝車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習
- ㉞不整地運搬車運転技能講習
- ㉟高所作業車運転技能講習
- ㊱玉掛け技能講習
- ㊲ボイラー取扱技能講習

技能講習は、厚生労働省令で定める区分に基づき登録教習機関が行うものであり、区分ごとの受講資格及び講習科目は表 5 の通りである<sup>48</sup>。技能講習を修了した者には

修了証が交付される。

また、技能講習の実施に必要な具体的事項に関しては、安衛則・ボイラー則・クレーン則・有機則・鉛則・四アルキル鉛則・特化則・酸欠則・石綿則と各規則に基づく技能講習規程が定めている<sup>49</sup>。

12. 第77条

12. 1 条文

第七十七条 第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であ

ること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録（以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において
-------------------	----	------------------------------------------------



		「登録」という。）			団体である場合にあっては、事業報告書)
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿	第五十条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長	第五十条第四項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあっては、事業報告書)
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習			
第四十八条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習	第五十二条	厚生労働大臣	都道府県労働局長
			第四十九条	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第一項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共			
			第四十七条	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条

		第三項の教習
第五十三 条第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三 条第一項 第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項
第五十三 条第一項 第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三 条の二	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習
<p>4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>5 第二項並びに第四十六条第二項及び第</p>		

四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

12.2 趣旨・内容

12.2.1 趣旨

第77条は、法第14条の作業主任者技能講習、法第61条第1項の就業制限業務に係る技能講習、法第75条第3項の教習に係る登録を受けようとする者は、管轄の都道府県労働局長に対し、登録省令第20条の区分ごとに登録の申請を行うことを規定している<sup>50</sup>。

この他、公的な性格を有する技能講習や教習を行う機関には、登録性能機関（第41条）と同じく十分な社会的信頼性が求められるため、登録製造時検査機関に関する規定が準用される<sup>51</sup>。

12.2.2 内容

作業主任者、就業制限に関する技能講習、

免許試験に関する教習は、都道府県労働局長による登録を受けた登録教習機関が行う。

登録教習機関には、以下の①～④の要件に全て適合していることが求められる（第77条第1項・第2項）<sup>52</sup>。

①機械設備・施設等を用いて行う技能講習又は教習については、技能講習又は教習の種類に応じて定められた機械設備・施設等を用いて行うこと。

②技能講習の場合、技能講習の講習科目に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者（人数は事業所ごとに1名以上）が技能講習を実施すること。教習の場合、教習に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者（人数は事業所ごとに2名以上）が教習を実施すること。

③技能講習又は教習の業務を管理する者（教習の場合は、教習の内容に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者に限る）が置かれていること。

④教習の場合、申請の日前6月の間に登録申請者が行った教習を修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうち、当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が95%以上であること。

また、登録教習機関の登録に関する詳細は以下の通りである<sup>53</sup>。

〔登録の申請〕

第77条第1項の「登録」とは、申請に基づき都道府県労働局長が行う登録を単位とするものであり、「技能講習又は教習を行おうとする者」とは法人又は個人を指す。

ただし、法人の支部・支店等については、法人から当該支部・支店等に対し、登録の申請を行う権限が委任されている場合には、

登録の申請を行うことができる。支部・支店等が技能講習又は教習の業務を実施する場合は、業務の実施等に係る権限が法人から委任されている必要がある。

〔機械器具等〕

第77条第2項第1号の「機械器具その他の設備及び施設を用いておこなうものであること」とは、機械器具その他の設備及び施設（以下「機械設備等」という。）を所有して技能講習又は教習を行うほか、機械設備等を借り上げて行うことも含む趣旨とされる。ただしこの場合でも、登録教習機関として賃貸借契約を締結しているなど、機械設備等を正當に占有できることが明らかとなっていることが必要とされる。

〔講師等〕

法別表第20又は第21の条件の欄に掲げる知識経験を有する者に関しては、登録教習機関が雇用する者以外の者について、契約により確保されていることが明らかにされている必要がある。

〔実施管理者〕

第77条第2項第3号の「技能講習又は教習の業務」の例示として、以下の①～⑩の業務が挙げられる。

- ①技能講習又は教習に関する実施計画の策定
- ②技能講習の講師又は教習の指導員及び技能検定員の選定
- ③使用する機械器具その他の設備及び施設の整備
- ④技能講習の受講資格の確認
- ⑤技能講習又は教習の科目及び時間の決定並びに実施状況の把握
- ⑥修了試験の作成、修了試験の可否の判定及び修了者の決定

- ⑦関係帳簿の作成
- ⑧修了証の再交付及び書替えの業務
- ⑨関係者からの照会及び苦情処理
- ⑩その他の技能講習又は教習に関する重要な業務

また、第3号の「技能講習又は教習の業務を管理する者」（以下「実施管理者」という。）は、第1項各号の業務の管理に係る職務権限を有し、管理の業務を直接行うものを指す。なお、実施管理者が管理を確実にを行うためには、法及び関係法令などを十分に理解している必要がある。

〔登録教習機関に係る要件〕

第77条第2項第4号の「教習に相当するもの」とは、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程（昭和47年労働省告示第99号）の規定に従って行われるものを指す。また、第4号の適用には、「学科試験又は実技試験を受けた者」が20人以上いることが必要とされる。

また、登録教習機関には、登録製造時等検査機関に関する規定（第46条第2項・第4項、第47条の2、第48条、第49条、第50条第1項・第2項・第4項、第52条、第52条の2、第53条第1項（第四号を除く）、第53条の2）が準用（第77条第3項）され、その概要は以下の通りである<sup>54</sup>。

〔都道府県労働局長による登録教習機関の登録を受けることができない場合〕

以下の①～③のいずれかに該当する者は、都道府県労働局長の登録を受けることができない。

①安衛法令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行

を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。

②登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

③法人でその役員のうち①～②のいずれかに該当する者があるもの<sup>55</sup>。

〔変更の届出〕

登録教習機関は、代表者の氏名などを変更しようとする場合には、変更の日の2週間前までに都道府県労働局長に届け出なければならない<sup>56</sup>。

〔業務規程〕

登録教習機関は、技能講習、教習の実施方法、教習に関する料金などの事項に関する業務規程を定め、業務の開始の日の2週間前までに都道府県労働局長に届け出なければならない<sup>57</sup>。

〔業務の休廃止〕

登録教習機関は、業務の全部又は一部を休止し又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働局長に届け出なければならない<sup>58</sup>。

〔財務諸表等の備付け及び閲覧等〕

登録教習機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書、事業報告書）を作成し、5年間事務所に備え置かなければならない<sup>59</sup>。

第77条第3項において準用する法第50条の営業報告又は事業報告書は、登録を受けた事業の内容が明らかになっているもので足り、登録を受けた技能講習又は教習の区分ごとに次の事項が記載されていなければならない。

①実施場所ごとの実施回数（実施場所につ

いては市区町村名)

②受講者数

③修了証交付数

また、当該事業期間内に、担当役員、実施管理者、技能講習の講師、教習の指導員及び技能検定員が新たに選任された場合には、その氏名、略歴、担当科目等について付記しなければならない。

利害関係人は財務諸表等の閲覧を求めることができるが、第 77 条第 3 項において準用する第 50 条第 2 項の「その他の利害関係人」には、技能講習又は教習においては受講希望者の所属する事業者等が含まれる。

なお、登録教習機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を都道府県労働局長に提出しなければならない。

〔適合命令〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が登録の要件（第 77 条第 2 項各号）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録教習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる<sup>60</sup>。

〔改善命令〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が第 77 条第 6 項又は第 7 項の規定に違反していると認めるときは、業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる<sup>61</sup>。

〔登録の取消し等〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が欠格事由（安衛法令に違反し罰金以上の刑に処せられた場合、業務の運営に際し各種の義務を怠った場合、財務諸表等の公開を拒んだ場合、不正な手段により登録を行った

場合）該当する場合には、その登録を取り消し又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる<sup>62</sup>。

〔都道府県労働局長による第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習の実施〕

登録教習機関が存在しない場合、登録教習機関の業務の全部又は一部が実施できない場合などは、都道府県労働局長が自ら技能講習を行うこととされる<sup>63</sup>。

第 77 条第 4 項は、登録教習機関の登録は、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとに更新を受けなければ効力を失うことを規定している（政令（安衛施行令）に基づき 5 年ごとの更新が必要とされている）<sup>64</sup>。

第 77 条第 5 項は、登録教習機関の登録の更新の要件は、登録を行う場合と同様のものであることを規定する<sup>65</sup>。

〔実施計画の作成〕

第 77 条第 6 項は、登録教習機関に対し、技能講習・教習の実施に係る計画の作成、計画に基づく技能講習・教習の実施に関する義務を課している<sup>66</sup>。

この実施計画の作成に関し、第 77 条第 6 項の技能講習又は教習の実施に関する計画を作成できない「正当な理由がある場合」に関しては、第 77 条第 3 項において準用する法第 49 条の規定に基づき登録の業務を休止している場合、受講申込みの見込み者数が著しく少ないためその事業年度に技能講習又は教習を行うことが困難な場合などが挙げられる<sup>67</sup>。

〔登録教習機関の義務等〕

第 77 条第 7 項は、登録教習機関に対し、

公正かつ法令の義務に従って技能講習、教習を行うことの義務を課す<sup>68</sup>。

第 77 条第 7 項の「公正」とは、特定の者を不当に差別的に取り扱わないことを意味する。公正ではない行為の具体例としては、登録教習機関が受講対象者を不当に制限していること、特定の取引関係のある受講者に対して受講料に差を設けること、受講者によって修了試験の結果に異なる判定基準を適用することなどが例示されている<sup>69</sup>。

#### 〔罰則〕

第 77 条に関連する罰則は以下の通りである<sup>70</sup>。

登録教習機関の役職員が、第 77 条第 3 項で準用する法第 53 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令に従わない場合、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。

登録教習機関の役職員が、第 77 条第 3 項で準用される法第 49 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第 1 号）。

第 77 条第 3 項で準用される法第 50 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載を行い、又は正当な理由がないのに法第 50 条第 2 項の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処せられる（法第 123 条第 1 号）。

#### D. 考察及び E. 結論

##### 1. 労働安全衛生関係の免許・技能講習

労働安全衛生法は、法の目的（労働者の

安全と健康の確保、快適な職場環境の形成の促進）を達成するための政策手段の一つとして免許及び技能講習の制度を導入している。

法第 61 条（就業制限）では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務と規定し、これらの業務に就くためには一定の資格を有することを条件としたうえで、その資格の区分を、①都道府県労働局長の免許を受けた者、②都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を修了した者、③その他厚生労働省令で定める資格を有する者に分類する<sup>71</sup>。

また、法第 12 条第 1 項が規定する衛生管理者、法第 14 条が規定する高圧作業主任者にはそれぞれその職務に対応した免許が必要とされるほか、法第 14 条が規定する作業主任者の資格には、①都道府県労働局長の免許を受けた者、②都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を修了した者の 2 種類がある<sup>72</sup>。

今日、労働安全衛生法に基づく免許の種類は以下の通りである<sup>73</sup>。①第一種衛生管理者免許、②第二種衛生管理者免許、③衛生工学衛生管理者免許、④高圧室内作業主任者免許、⑤ガス溶接作業主任者免許、⑥林業架線作業主任者免許、⑦特級ボイラー技士免許、⑧一級ボイラー技士免許、⑨二級ボイラー技士免許、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許、⑫特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許、⑬発破技士免許、⑭揚貨装置運転士免許、⑮特別ボイラー溶接士免許、⑯普通ボイラー溶接士免許、⑰ボイラー整備士免許、⑱クレーン・デリック運転士免許、

⑱移動式クレーン運転士免許、⑳潜水士免許。

また、労働安全衛生法に基づく技能講習は以下の通りである（法別表第 18（第 76 条関係））。

- ①木材加工用機械作業主任者技能講習
- ②プレス機械作業主任者技能講習
- ③乾燥設備作業主任者技能講習
- ④コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ⑥ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- ⑦ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- ⑧型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ⑨足場の組立て等作業主任者技能講習
- ⑩建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ⑪鋼橋架設等作業主任者技能講習
- ⑫コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ⑬コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- ⑭採石のための掘削作業主任者技能講習
- ⑮はい作業主任者技能講習
- ⑯船内荷役作業主任者技能講習
- ⑰木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ⑱化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑲普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑳特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ㉑鉛作業主任者技能講習
- ㉒有機溶剤作業主任者技能講習

- ㉓石綿作業主任者技能講習
- ㉔酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ㉕酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ㉖床上操作式クレーン運転技能講習
- ㉗小型移動式クレーン運転技能講習
- ㉘ガス溶接技能講習
- ㉙フォークリフト運転技能講習
- ㉚ショベルローダー等運転技能講習
- ㉛車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ㉜車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ㉝車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- ㉞不整地運搬車運転技能講習
- ㉟高所作業車運転技能講習
- ㊱玉掛け技能講習
- ㊲ボイラー取扱技能講習

## 2. 公的規制としての免許・技能講習

一般に「規制」とは、「特定の社会を構成する私人、ないし特定の経済を構成する経済主体の行動を、一定の規律をもって、制限する行為」を意味し、その規制を行う主体は私人と公的機関の 2 つ（私的規制と公的規制の類型）に分けられる<sup>74</sup>。

このうち、労働安全衛生法に基づく各種規制を含む公的規制は、「不完全競争、自然独占性、外部性、公共財、非価値材、情報の非対称性等の市場の失敗に対処する目的で、政府が法的権限をもって経済主体の行動を規制するもの」と理解される<sup>75</sup>。

公的規制は、規制の目的に応じて経済的規制と社会的規制の類型に分類されることがある。このうち経済的規制とは、「自然独占や情報偏在が存在する分野において資

源配分非効率の発生の防止と利用者の公平利用の確保を目的として、企業の参入・退出、価格、サービスの量と質、投資、財務・会計等の行動を許認可等の手段によって規制」することであり、具体的には公益産業（電気、ガス、水道など）、通信・放送、運輸、金融、製造業、建設業、流通などの産業を対象として参入規制や料金規制を実施する<sup>76</sup>。

また、社会的規制とは、「外部性、公共財、情報の非対称性、リスク等によって資源配分効率が歪められ、社会秩序の維持と社会経済の安定性が損なわれる場合に、これを防止することを目的とし、特に国民の健康・安全の確保、環境の保全・災害の防止」を主題とする規制とされる<sup>77</sup>。

社会的規制の中核的な分野としては、①健康・衛生の確保（公衆衛生・医療、環境衛生の確保、麻薬等の規制）、②安全の確保（自然災害の防止、産業災害・労働災害の防止、交通事故・火災事故の防止、製品・サービスの事故の防止）、③公害防止・環境保全（公害防止、廃棄物処理、環境保全）の分野が挙げられ、免許・技能講習を含む労働安全衛生法に基づく規制は、②安全の確保を目的とした分野に含まれる<sup>78</sup>。

社会的規制の目的を達成する手段を広く捉える場合、直接規制、ルール型規制、経済的手段（誘導型規制・誘因型規制）、情報公開・提供の類型に分類されることがあり、この場合、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の仕組みは直接規制の範疇に含まれる<sup>79</sup>。

このうち直接規制の具体的な手段をみると、①特定行為の禁止・営業活動の制限、②資格制度、③検査検定制、④基準・認

証制度、⑤その他の方法による規制手段に分類することができる<sup>80</sup>。

まず①に関し、特定行為の禁止・営業活動の制限は、社会的規制を目的とする法令に基づく許認可制度により実施される<sup>81</sup>。この許認可制度は、国の関与の程度の違いに着目すると、以下の3つのグループに分類することができる<sup>82</sup>。①強い規制：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利を設定する行為など（例：許可、認可、免許、指定、承認など）。②中間の規制：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為など（例：認定、確認、証明、認証、試験、検査、検定、登録、審査など）。③弱い規制：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認するにとどまるもの（例：届出、提出、報告、交付、申告など）。

また、②資格制度は、一般には「特定の業務に関する専門知識、経験、技能を有するものについて国が認定、証明するとともに、これらの者の業務について規制する制度」を意味する<sup>83</sup>。

③検査検定制は、製品などの品質保持、生活の安全、取引の適正化などの目的の下、定期検査、使用前検査、使用后検査などを事業者が義務付ける仕組みを指す<sup>84</sup>。出荷する製品自体の検査を行う仕組みの他に、製品の設計段階のみ行政庁が検査・確認を行う（製造は事業者の責任により行われる）形式承認制度も含まれる<sup>85</sup>。

④基準・認証制度は、「製品の安全性、設備の操業・管理の安全性を確保する観点から、それらの安全基準を定め、これに合



致している旨のマークをつけたもの、ないしはその検定を受けたものでなければ、販売・利用を禁止する」制度である<sup>86</sup>。順守すべき技術的水準を定めるものが基準（technical regulation）であるのに対し、基準に適合することを確認する方法・手続を法令に規定する仕組みが認証（certification）であり、後者には行政機関が行う認証以外に、事業者自身が行う自己確認や第三者による適合性評価（conformity assessment）も含まれる<sup>87</sup>。

この他、⑤その他の方法による規制には、契約、協定（代表例として公害防止協定など）、申し合わせ、行政指導などの手段が含まれる<sup>88</sup>。

以上にみた直接規制の具体的手段の類型のうち、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の制度に直接関連する②資格制度の類型に関しては、「製品等の物的なものに結びついた技術ではなく、消費者や企業に対して一定の役務を提供する者自体の有する技能水準を、公的に確認・保証するための仕組み」と解釈される<sup>89</sup>。

この資格制度は、その態様から次の3つの類型に分類される<sup>90</sup>。①業務独占資格：有資格者以外の業務への従事を禁止することにより、資格を有する者に業務を独占させる。②業務必置資格：一定の事業活動を管理・監督する者に関する基準を設定し、有資格者をその事業活動に必ず置くことを義務付ける。③名称資格：関係者の資質や国民の利便性の向上を図るため、一定の基準を満たしていることを公証し、あるいは一定の称号を独占することを認める資格。

労働安全衛生法の免許・技能講習の制度をこの類型に当てはめた場合、例えばボイ

ラー技士免許、ボイラー溶接士免許などは業務独占資格に該当する。また、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者などは業務必置資格に該当する。

資格制度はその時々、社会的要請に基づき設けられるものであり、安全や衛生の確保、取引の適正化、資格を取得した者の資質とモラルの向上、専門的知識や技能の普及・向上などを目的とする点にその意義が認められる<sup>91</sup>。また、検査・検定の制度と同様、事業者と消費者との間に存在する情報の非対称性を解消する機能があるほか、資格による検査の代替機能（技術的要因により検査・検定を実施できない場合、一定の資格を有する者による自己確認を公的な検査に代替すること）を果たしている<sup>92</sup>。

その一方で資格制度には、資格が細分化されていること、事業への新規参入を阻む経済的規制の側面があること、行政コストの増大につながるおそれがあること、一度新設されると複雑な利害関係が形成されてしまい適切な見直しが難しくなることなどの問題点も指摘されている<sup>93</sup>。

そこでこのような問題に対処するため、資格制度に関しては、業務独占資格の範囲の見直し、隣接する分野の資格の相互乗り入れ、形骸化しつつある資格の廃止・統合、規制の実効性確保に向けた代替手段の検討、合理的な理由のない受験資格要件の見直しなどが求められている<sup>94</sup>。

### 3. 政策実施（政策の執行活動）としての免許・技能講習

公共政策が立案・実行される過程である政策過程（policy process）は、課題設定、政策立案、政策決定、政策実施（政策の執

行活動）、政策評価などの段階で構成される循環モデル的な政策段階論で説明されることがある<sup>95</sup>。

この政策段階論における政策実施（政策の執行活動）のプロセスは、「一般的な形で定められた法律や条例を個々の事案に適用し、あるいは定められた使途に予算を支出することによって、対象に働きかけ、多数の対象の行動を制御することによって、一定の社会状態を作り出そうとする活動」を意味する<sup>96</sup>。

政府の活動を、広く社会で発生する諸問題を解決し、社会を望ましい状態に維持・管理する「社会管理」（social control）と捉える場合<sup>97</sup>、意図した政策の目的と結果との間にギャップ（implementation gap）が生じないようにするための工夫が必要となる<sup>98</sup>。

政策実施の手段・方法には様々なものがあるが<sup>99</sup>、免許、許可・認可などの手段は、有効な社会管理を行うための手段（多数の人々に対し比較的緻密で効率的なコントロールが可能）として多くの政策分野で採用されている<sup>100</sup>。

政策実施の観点からみた「免許」<sup>101</sup>とは、「それなしには禁止されているところの、ある特定の事業を営んだり、専門職（profession）に就くための、または一定の行為を行うための公的承認（an official permit）」<sup>102</sup>とされ、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の制度と同様、「人々の行為を一律に禁止し、一定の要件を充足する者だけにその禁止を解除することによって人々の行動をコントロールする」<sup>103</sup>ための政策手段とみなされる。

社会管理を有効に行うための政策手段で

ある免許には、以下の①～③の特徴が挙げられる。

①人々の行動経路上に設定した隘路においてその行動の適切性をチェックし、適切とされた者だけに通過を認める。隘路を通らなければ一定の行動を行ない得ないため、網羅的かつ例外なく多数の人々を効率的にコントロールすることができる政策手段である<sup>104</sup>。

②事前（人々が行動を行う前）に行動の適否を判断するため、社会で生じる可能性のある様々なリスクを未然に防止する機能を有する。そのため、煩雑で時間のかかる事後的な手段よりも優位性のある政策手段とみなされる<sup>105</sup>。

③免許の付与には一定の行為をしようとする者の申請を前提としている。行政機関は申請を受けて適否を判断する作業を開始すればよいと、効率的なコントロールの手段とみなされる<sup>106</sup>。

また、①免許の付与又は拒否という二者択一方式ではなく、申請事案に応じて個別具体的な条件（行政機関にある程度の裁量を付与）を付し柔軟なコントロールを行い、②事後的なコントロールの仕組みとして、免許の効力に期限を設け免許の更新の可否に関するチェックをするための制度を導入するなど、免許によるコントロールの効果を高める工夫もなされる<sup>107</sup>。

このような政策実施の観点から労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の仕組みを振り返ると、政策（法）の目的（労働者の安全と健康の確保など）を達成するために設けられた、効率的かつ有効な政策手段とみなすことができよう<sup>108</sup>。

#### 4. 免許・技能講習の歴史的経緯

免許・技能講習制度の変遷を概観すると、労働基準法の施行直後（1947（昭和 22）年）は 5 種類の免許のみであったところ、労働安全衛生法の制定（1972（昭和 47）年）を経て、今日、免許は 20 種類、技能講習は 37 種類にまで増加した。これまでの経緯の概要は以下の通りである<sup>109</sup>。

##### 4. 1 労働基準法時代

1947（昭和 22）年

「汽罐士免許」「汽缶溶接士免許」「起重機運転士免許」「アセチレン溶接士免許」「映写技術者免許」の 5 種類。

1959（昭和 34）年

「ボイラ及び圧力容器安全規則」の施行に伴い、汽罐士免許、汽缶溶接士免許は「ボイラ技士免許」「ボイラ溶接士免許」にそれぞれ名称を変更。

講習免許関係では「電気発破技士（講習免許）」「導火線発破技士（講習免許）」を創設。

1961（昭和 36）年

「潜水士（講習免許）」を創設。

1962（昭和 37）年

「集材架線技士免許」「運材架線技士免許」の創設。

「クレーン等安全規則」施行に伴い起重機運転士免許を「クレーン運転士免許」に名称変更。「デリック運転士免許」「揚貨装置運転士免許」を創設。「映写技術者免許」を廃止。

講習免許関係では「玉掛技能講習」を創設。

1967（昭和 42）年

「ガス溶接技能講習」を創設。

1968（昭和 43）年

「ホークリフト運転技能講習」を創設。

1971（昭和 46）年

クレーンから移動式クレーンを分離して「移動式クレーン運転士免許」を創設。

アセチレン溶接士免許は「アセチレン溶接主任者免許」として作業主任者免許に移行。

集材架線技士免許と運材架線技士免許を「林業架線技士免許」に統合。

技能講習関係では「ボイラ取扱講習」「ボイラ整備士（講習免許）」を創設。

電気発破技士（講習免許）と導火線発破技士（講習免許）を「発破技士免許」に統合。

##### 4. 2 労働安全衛生法の制定以降

1972（昭和 47）年

労働安全衛生法施行の際、ボイラから「ボイラー」に名称を変更し、ボイラ整備士（講習免許）を「ボイラー整備士免許」に、潜水士（講習免許）を「潜水士免許」に移行。

ホークリフトを「フォークリフト」に名称変更、「車両系建設機械運転技能講習」を創設。

林業架線技士を「林業架線作業主任者免許」に移行。

1978（昭和 53）年

「ショベルローダー等運転技能講習」「車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習」「車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習」を創設。従来の車両系建設機械運転技能講習を車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習とみなす。

1988（昭和 63）年

「ボイラー及び圧力容器安全規則」改正に伴い、「ボイラー溶接士免許」の有効期間を従来の 1 年から 2 年に延長（1989（平成元）年実施）。

1989（平成元）年

「衛生管理者免許」を「第一種衛生管理者免許」と「第二種衛生管理者免許」に分離。

1990（平成 2）年

「床上操作式クレーン」「小型移動式クレーン」「車両系建設機械(解体用)」「不整地運搬車」「高所作業車」に係る運転技能講習を創設。

1998（平成 10）年

「クレーン運転士床上運転式クレーン限定免許」を創設。

2004（平成 16）年

用語の見直しに伴い玉掛技能講習を「玉掛け技能講習」に変更。

2006（平成 18）年

クレーン運転士免許とデリック運転士免許を「クレーン・デリック運転士免許」に統合。

クレーン運転に限定した「クレーン・デリック運転士クレーン限定免許」を創設。床上運転式クレーン限定免許は「クレーン・デリック運転士床上運転式クレーン限定免許」に変更。

## 5. 免許・技能講習の現状と課題

### 5. 1 免許の現状

前述の通り、労働安全衛生法に基づく免許試験の業務は膨大であるため、公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定試験機関として指定され、都道府県労働局長が行う試験事務を実施している（免許試験の種類ごとの受験資格・試験科目は表 3 の通り）。

このような国家試験の実施事務を外部の機関に委託する仕組みは、「作業環境測定法」制定（1975（昭和 50）年）の際に導入された指定試験機関制度（作業環境測定士

試験の実施事務を財団法人作業環境測定士試験協会（当時）に委託）を基にするものであり、1977（昭和 52）年の安衛法改正の際に同法の制度として採用された<sup>110</sup>。

指定試験機関である公益財団法人安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生法に基づくボイラー技士、クレーン・デリック運転士、衛生管理者などの免許試験を実施するほか、労働安全衛生法に基づく労働安全・衛生コンサルタント試験、作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験を国に代行して行っている（労働安全衛生法に基づく免許試験の統計は表 6 を参照）<sup>111</sup>。

### 5. 2 技能講習の現状

前述の通り、作業主任者に必要な資格、就業制限業務に必要な資格に係る技能講習は、法別表第 18 に掲げる 37 種の区分ごとに、学科講習・実技講習により行われる（表 5 を参照）。

技能講習は、厚生労働省令で定める区分に基づき登録教習機関<sup>112</sup>が行うものであり、安全関係の技能講習等の登録教習機関の数は（表 7）、安全関係の技能講習等の修了者数は（表 8）、衛生関係の技能講習の登録教習機関の数は（表 9）、衛生関係の技能講習の修了者数は（表 10）の通りである<sup>113</sup>。

### 5. 3 労働安全衛生法関係の試験制度の課題

近年、労働安全衛生法に基づく免許試験に対しては、以下の課題が指摘されるようになった<sup>114</sup>。

#### ①免許試験における受験者数の格差

年間受験者数が 6 万人を超える試験が

あるのに対し、100 人を下回る試験もあること。

なし

②試験の実施体制

2. 実用新案登録

受験者の利便性の向上に向けたチェックの必要性があること。

なし

3. その他

③試験の手数料

なし

受験者負担や収支均衡のあり方の観点からの見直しの必要性。

H. 引用文献

また、試験制度の見直しの方向性としては、以下の事項が挙げられている<sup>115</sup>。

脚注を参照されたい。

①に受験資格に実務経験を求めている試験に関し必要に応じた見直しを行うこと。

②技術の進歩など状況の変化に応じた免許試験の区分の見直しに向けた検討を行うこと。

③試験方法（筆記・口述など）の見直しに向けた検討を行うこと。

④受験者の利便性の向上に向けた試験実施の方法（会場の確保、手数料・試験回数の見直しなど）に取り組むこと。

このような見直しの方向性に関する提起を受けて、高圧室内業務主任者免許などについては、免許試験の受験機会の拡大などを図る観点から、2012（平成24）年に受験資格の見直しなどの改正が行われたところである<sup>116</sup>。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表1 免許の種類及び取得方法（安衛法第72条・安衛則第62条・別表第四）

免許の種類	免許が与えられる者
第一種衛生管理者免許	一 第一種衛生管理者免許試験に合格した者 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。） 三 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの 四 その他厚生労働大臣が定める者
第二種衛生管理者免許	一 第二種衛生管理者免許試験に合格した者 二 その他厚生労働大臣が定める者
衛生工学衛生管理者免許	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの 二 その他厚生労働大臣が定める者
高圧室内作業主任者免許	一 高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの 二 高圧則第四十七条第二号に掲げる者
ガス溶接作業主任者免許	一 次のいずれかに掲げる者であつて、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの イ ガス溶接技能講習を修了した者であつて、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者（当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

	<p>ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ニ 職業能力開発促進法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>ホ 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であつて、その後二年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ヘ 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ト 旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>チ その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>二 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第二十七条第一項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第九の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>林業架線作業主任者免許</p>	<p>一 林業架線作業の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの</p> <p>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者（当該講座又は学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集</p>

	材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後三年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者
特級ボイラー技士免許	一 一級ボイラー技士免許を受けた後、五年以上ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この欄において同じ。）を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、三年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの 二 ボイラー則第一百一条第一号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの
一級ボイラー技士免許	一 二級ボイラー技士免許を受けた後、二年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、一年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの 二 ボイラー則第一百一条第二号ロ又はハに掲げる者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの
二級ボイラー技士免許	一 ボイラー則第九十七条第三号イに掲げる者 二 ボイラー則第九十七条第三号ロ及びハに掲げる者
エックス線作業主任者免許	一 エックス線作業主任者免許試験に合格した者 二 電離則第四十八条各号に掲げる者
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	一 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者 二 電離則第五十二条の四各号に掲げる者
特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許	ボイラー則第一百十九条第一項各号に掲げる者
発破技士免許	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの



	<p>ロ 発破の補助作業の業務に六月以上従事した経験を有する者</p> <p>ハ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者</p> <p>ニ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上発破の業務について実地修習を経たもの</p>
揚貨装置運転士免許	<p>一 揚貨装置運転士免許試験に合格した者</p> <p>二 揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に揚貨装置運転実技教習を修了したもの</p> <p>三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>
特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許試験に合格した者
普通ボイラー溶接士免許	<p>一 普通ボイラー溶接士免許試験に合格した者</p> <p>二 普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験の全科目及び実技試験の全部の免除を受けることができる者</p>
ボイラー整備士免許	ボイラー則第百十三条各号のいずれかに掲げる者であつて、ボイラー整備士免許試験に合格したもの
クレーン・デリック運転士免許	<p>一 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者</p> <p>二 クレーン則第二百二十三条第二号から第六号までに掲げる者</p>
移動式クレーン運転士免許	<p>一 移動式クレーン運転士免許試験に合格した者</p> <p>二 クレーン則第二百二十九条第二号から第五号までに掲げる者</p>
潜水士免許	<p>一 潜水士免許試験に合格した者</p> <p>二 高圧則第五十二条第二号に掲げる者</p>

（表 1：出典及び参考文献）中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ（別表第四：第 62 条関係）（<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-2/hor1-2-1-m-5.html>）（最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 4 版』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））863～866 頁。労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労

務行政、2017年（平成29年）699～706頁。

表2 免許を与えられない者など

免許の種類	免許を与えられない者	条件付きの免許の条件
発破技士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なせん孔機械、装てん機若しくは残葉の点検及び処理を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
揚貨装置運転士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な揚貨装置の操作又は揚貨装置の周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできる揚貨装置の種類限定
ガス溶接作業主任者免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な溶接機器の操作を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
潜水士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な潜降及び浮上を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なボイラーの操作又はボイラーの運転状態の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできるボイラーの種類限定 その他作業についての必要な条件
特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な溶接機器の操作を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定 その他作業についての必要な条件
ボイラー整備士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なボイラーの掃除又は附属品の分解などを適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定 その他作業についての必要な条件
クレーン・デリック運	身体又は精神の機能の障害により免許	取り扱うことのできる

転士免許	の業務を適正に行うに当たって必要なクレーン若しくはデリックの操作又はクレーン若しくはデリックの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	機械の種類限定その他作業についての必要な条件
移動式クレーン運転士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な移動式クレーン又は移動式クレーンの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできる移動式クレーンの種類限定その他作業についての必要な条件

（表 2：出典）木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013 年（平成 25 年））325～326 頁（表 7-2）。

表 3 免許試験の種類

免許試験の種類	受験資格	試験科目
第一種衛生管理者免許試験 （則第 70 条から第 72 条まで）	①大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ②高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ③船員法第 82 条の 2 第 3 項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ④その他厚生労働大臣が定めた者	学科試験 ①労働衛生 ②労働生理 ③関係法令
第二種衛生管理者免許試験 （則第 70 条から第 72 条まで）	①大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ②高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三	学科試験 ①労働衛生 ②労働生理 ③関係法令

	<p>年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</p> <p>③船員法第 82 条の 2 第 3 項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</p> <p>④その他厚生労働大臣が定めた者</p>	
ガス溶接士作業主任者免許試験（則第 70 条から第 72 条まで）		<p>学科試験</p> <p>①アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>②アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識</p> <p>③ガス溶接等の作業に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
林業架線作業主任者免許試験（則第 70 条から第 72 条まで）		<p>学科試験</p> <p>①機械集材装置及び運材索道に関する知識</p> <p>②林業架線作業に関する知識</p> <p>③林業架線作業に必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
発破技士免許試験（則第 70 条から第 72 条まで）		<p>学科試験</p> <p>①火薬類の知識</p> <p>②火薬類の取扱い</p> <p>③発破の方法</p>
揚貨装置運転士免許試験（則第 70 条から第 72 条まで）		<p>1. 学科試験</p> <p>①揚貨装置に関する知識</p> <p>②原動機及び電気に関する知識</p> <p>③揚貨装置の運転のために</p>

		<p>必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技試験</p> <p>①揚貨装置の運転</p> <p>②揚貨装置の運転のための合図</p>
<p>特級ボイラー技士免許試験 （ボイラー則第 101 条から第 103 条まで）</p>	<p>①一級ボイラー技士免許を受けた者</p> <p>②大学又は高等専門学校において、ボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経た者</p> <p>③ ①又は②に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者（熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて二年以上の実地修習を経た者等）</p>	<p>学科試験</p> <p>①ボイラーの構造に関する知識</p> <p>②ボイラーの取扱いに関する知識</p> <p>③燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>一級ボイラー技士免許試験 （ボイラー則第 101 条から第 103 条まで）</p>	<p>①二級ボイラー技士免許を受けた者</p> <p>②大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められるものを含む）で、その後一年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経た者</p>	<p>学科試験</p> <p>①ボイラーの構造に関する知識</p> <p>②ボイラーの取扱いに関する知識</p> <p>③燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>③ ①又は②に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者（熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて一年以上の実地修習を経た者等）</p>	
<p>二級ボイラー技士免許試験 （ボイラー則第 101 条から第 103 条まで）</p>	<p>①大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められるものを含む）で、ボイラーの取扱いについて三か月以上の実地修習を経た者 ②ボイラーの取扱いについて六か月以上の実地修習を経た者 ③都道府県労働局長又は登録教習機関が行ったボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後四か月以上令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱った経験がある者 ④都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者 ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者（熱管理士免状を有する者で、ボイラーの取扱いについて一年以上の実地修習を経た者、都道府県労働局長が指定するボイラー実技講習</p>	<p>学科試験 ①ボイラーの構造に関する知識 ②ボイラーの取扱いに関する知識 ③燃料及び燃焼に関する知識 ④関係法令</p>

	を修了した者等)	
特別ボイラー溶接士免許試験(ボイラー則第 109 条から第 112 条まで)	普通ボイラー溶接士免許を受けた後、一年以上ボイラー又は第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者	<p>1. 学科試験</p> <p>①ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>②ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>③溶接施工方法の概要に関する知識</p> <p>④溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>⑤溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>⑥溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>⑦溶接作業の安全に関する知識</p> <p>⑧関係法令</p> <p>2. 実技試験</p> <p>突合せ溶接</p>
普通ボイラー溶接士免許試験(ボイラー則第 109 条から第 112 条まで)	一年以上溶接作業の経験がある者	<p>1. 学科試験</p> <p>①ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>②ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>③溶接施工方法の概要に関する知識</p> <p>④溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>⑤溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>⑥溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>⑦溶接作業の安全に関する知識</p> <p>⑧関係法令</p> <p>2. 実技試験</p>

		突合せ溶接
ボイラー整備士免許試験（ボイラー則第 116 条から第 118 条まで）		<p>学科試験</p> <p>①ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識</p> <p>②ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識</p> <p>③ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
クレーン・デリック運転士免許試験（クレーン則第 226 条から第 228 条まで）		<p>1. 学科試験</p> <p>①クレーン及びデリックに関する知識</p> <p>②原動機及び電気に関する知識</p> <p>③クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>③関係法令</p> <p>2. 実技試験</p> <p>①クレーンの運転</p> <p>②クレーンの運転のための合図</p>
移動式クレーン運転士免許試験（クレーン則第 232 条から第 234 条まで）		<p>1. 学科試験</p> <p>①移動式クレーンに関する知識</p> <p>②原動機及び電気に関する知識</p> <p>③移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技試験</p> <p>①移動式クレーンの運転</p> <p>②移動式クレーンの運転のための合図</p>



高圧室内作業主任者免許試験（高圧則第 54 条及び第 55 条）		学科試験 ①圧気工法 ②送気及び排気 ③高気圧障害 ④関係法令
潜水士免許試験（高圧則第 54 条及び第 55 条）		学科試験 ①潜水業務 ②送気、排気及び浮上 ③高気圧障害 ④関係法令
エックス線作業主任者免許試験（電離則第 50 条から第 52 条まで）		学科試験 ①エックス線の管理に関する知識 ②エックス線の測定に関する知識 ③エックス線の生体に与える影響に関する知識 ④関係法令
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験（電離則第 52 条の 4 の 3 から第 52 条の 4 の 5 まで）		学科試験 ①ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識 ②ガンマ照射装置に関する知識 ③ガンマ線の生体に与える影響に関する知識 ④関係法令

（表 3：参考文献）労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 4 版』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））872～879 頁。労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コメント⑩』（労務行政、2017 年（平成 29 年））699～706 頁。

表 4 免許試験員の要件（登録省令第 19 条の 29 関係）

第一種衛生管理者免許試験、第二種衛生管理者免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、特級ボイラー技士免許試験、エックス線作業主任者免許試験、ガンマ線透過写真撮影作業	一 学校教育法による大学において厚生労働大臣の定める科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者
	二 学校教育法による大学又は高等専門学校

主任者免許試験及び潜水士免許試験	<p>において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において厚生労働大臣の定める研究の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、一級ボイラー技士免許試験、二級ボイラー技士免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後十二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後十五年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>

（表 4：出典）「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 19 条の 29（免許試験員の要件）別表。

表 5 技能講習、技能講習修了証及び細目

区分	受講資格	講習科目
<p>木材加工用機械作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①木材加工用機械による作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科等の訓練を修了した者等で、二年以上木材加工用機械作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 100 号）</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業に係る機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>②作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>③作業の方法に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>プレス機械作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83</p>	<p>①プレス機械による作業に五年以上従事した経験を有</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業に係る機械、その他安</p>

<p>条まで)</p>	<p>する者                  ②その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、金属加工系・耀塑性加工科又は金属加工系溶接科の訓練を修了した者等で、四年以上プレス機械作業の経験を有する者（昭和47年労働省告示第101号）</p>	<p>全装置等の種類、構造及び機能に関する知識                  ②作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識                  ③作業の方法に関する知識                  ④関係法令</p>
<p>乾燥設備作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>①乾燥設備の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有する者                  ②大学又は高等専門学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者                  ③学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの                  ④その他厚生労働大臣が定める者（現在のところ定められていない）</p>	<p>学科講習                  ①乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識                  ②乾燥設備、その他附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識                  ③乾燥作業の管理に関する知識                  ④関係法令</p>
<p>コンクリート破砕器作業主任者技能講習（則第79条か</p>	<p>①コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に二年</p>	<p>学科講習                  ①火薬類に関する知識</p>

<p>ら第 83 条まで)</p>	<p>以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③発破技士免許を受けた者で、その後1年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業又は発破の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>④その他厚生労働大臣が定める者（甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者等）</p>	<p>②コンクリート破砕器の取扱いに関する知識</p> <p>③コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与され</p>	<p>学科講習</p> <p>①土止め支保工の切りばり、腹おこし等に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>た者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系鉄筋コンクリート施行科、土木系土木施工科等の訓練を修了した者等で、二年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業の経験を有する者）(昭和47年労働省告示第104号)</p>	
<p>ずい道等の掘削等作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>①ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業（次号において「ずい道等の掘削等の作業」という。）に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与され</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>た者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、土木系土木施工科の訓練を修了した者等で、二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者）（昭和 56 年労働省告示第 41 号）</p>	
<p>ずい道等の覆工作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①ずい道等の覆工の作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 2 年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚の生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、土木系土木施工科の訓練を修了した者等で、二年以上ずい道の履工の作業に従事した経験を</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>有する者）（昭和 56 年労働省告示第 42 号）</p>	
<p>型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に三年以上従事した経験を有する者                  ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの                  ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者等で、二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 108 号）</p>	<p>学科講習                  ①型枠及び型枠支保工の組立て、解体等に関する知識                  ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ③作業者に対する教育等に関する知識                  ④関係法令</p>
<p>足場の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に三年以上従事した経験を有する者                  ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を</p>	<p>学科講習                  ①作業の方法に関する知識                  ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ③作業者に対する教育等に関する知識                  ④関係法令</p>

	<p>専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業の経験を有する者）（昭和47年労働省告示第109号）</p>	
<p>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>①建築物等の鉄骨の組立て等の作業（建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>



	<p>等で、二年以上鉄骨の組立て等の作業の経験を有する者） （昭和 52 年労働省告示第 121 号）</p>	
<p>鋼橋架設等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①鋼橋架設等の作業（橋梁（りょう）の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有するもの ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者 等で、二年以上鋼橋架設等の作業の経験を有する者）（平成 4 年労働省告示第 94 号）</p>	<p>学科講習 ①作業の方法に関する知識 ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業者に対する教育等に関する知識 ④関係法令</p>
<p>コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①工作物の解体等の作業（コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業）に三年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する</p>	<p>学科講習 ①作業の方法に関する知識 ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業者に対する教育等に関する知識 ④関係法令</p>

	<p>もの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、二年以上コンクリート造の工作物の解体等に従事した経験を有する者）（昭和56年労働省告示第44号）</p>	
<p>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>①コンクリート橋架設等の作業（橋梁（りょう）の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設又は変更の作業）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、二年以上コンクリート橋架設等の作業の経験を有する者）（平成4年労働省告示第95号）</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>採石のための掘削作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>①岩石の掘削の作業に三年以上従事した経験を有する</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又</p>	<p>学科講習</p> <p>①岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p> <p>②設備、機械、器具、作業環</p>

	<p>は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、石材科の訓練を修了した者等で、二年以上岩石の掘削の作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 105 号）</p>	<p>境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>はい作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>はい付け又ははい崩しの作業に三年以上従事した経験を有する者</p>	<p>学科講習</p> <p>①はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう。）に関する知識</p> <p>②人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識</p> <p>③機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>船内荷役作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、その後四年以上船内荷役作業に従事した経験を有するもの</p> <p>②その他厚生労働大臣が定める者（昭和 47 年 5 月 1 日以前において、船内荷役作業</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の指揮に必要な知識</p> <p>②船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>③玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>④荷役の方法に関する知識</p> <p>⑤関係法令</p>

	<p>の作業指揮者の職務を行っていた者で、同日までに五年以上船内荷役作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 107 号）</p>	
<p>木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①構造部材の組立て等の作業（木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業）に三年以上従事した経験を有する者                  ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの                  ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者等で、二年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者）（昭和 56 年労働省告示第 43 号）</p>	<p>学科講習                  ①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識                  ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識                  ③作業者に対する教育等に関する知識                  ④関係法令</p>
<p>化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー則第 122 条の 2 及び第 124 条）</p>	<p>化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有する者</p>	<p>学科講習                  ①第一種圧力容器の構造に関する知識                  ②第一種圧力容器の取扱いに関する知識                  ③危険物及び化学反応に関する知識</p>

		④関係法令
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー則第 123 条及び第 124 条）		<p>学科講習</p> <p>①第一種圧力容器（化学設備に係るものを除く。）の構造に関する知識</p> <p>②第一種圧力容器（化学設備に係るものを除く。）の取扱いに関する知識</p> <p>③関係法令</p>
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特化則第 51 条）		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
鉛作業主任者技能講習（鉛則第 60 条）		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
有機溶剤作業主任者技能講習（有機則第 37 条）		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
石綿作業主任者技能講習（石綿則第 48 条の 2）		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p>

<p>酸素欠乏危険作業主任者技能講習（酸欠則第 26 条）</p>		<p>④関係法令</p> <p>1. 学科講習</p> <p>①酸素欠乏症及び救急蘇生に関する知識</p> <p>②酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①救急蘇生の方法</p> <p>②酸素の濃度の測定方法</p>
<p>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（酸欠則第 27 条）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急蘇生に関する知識</p> <p>②酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①救急蘇生の方法</p> <p>②酸素及び硫化水素の濃度の測定方法</p>
<p>床上操作式クレーン運転技能講習（クレーン則第 244 条）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①床上操作式クレーンに関する知識</p> <p>②原動機及び電気に関する知識</p> <p>③床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①床上操作式クレーンの運転</p> <p>②床上操作式クレーンの運</p>

		<p>転のための合図</p>
<p>小型移動式クレーン運転技能講習（クレーン則第 245 条）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①小型移動式クレーンに関する知識</p> <p>②原動機及び電気に関する知識</p> <p>③小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①小型移動式クレーンの運転</p> <p>②小型移動式クレーンの運転のための合図</p>
<p>ガス溶接技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識</p> <p>③関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い</p>
<p>フォークリフト運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

		<p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②荷役の操作</p>
ショベルローダー等運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②荷役の操作</p>
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
車両系建設機械（解体用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p>



		<p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
車両系建設機械（基礎工 用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
不整地運搬車運転技能講習 （則第 79 条から第 83 条ま で）		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷の運搬に関する知識</p> <p>③運転に必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②荷の運搬</p>
高所作業車運転技能講習（則 第 79 条から第 83 条まで）		<p>1. 学科講習</p> <p>①作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②原動機に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項</p>

		<p>に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>作業のための装置の操作</p>
<p>玉掛け技能講習（クレーン則第 246 条から第 247 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①クレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置）に関する知識</p> <p>②クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識</p> <p>③クレーン等の玉掛けの方法</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①クレーン等の玉掛け</p> <p>②クレーン等の運転のための合図</p>
<p>ボイラー取扱技能講習（ボイラー則第 122 条から第 124 条まで）</p>		<p>学科講習</p> <p>①ボイラーの構造に関する知識</p> <p>②ボイラーの取扱いに関する知識</p> <p>③点火及び燃焼に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

（表 5：参考文献）労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017 年（平成 29 年））722～739 頁。愛知労働局ホームページ（技能講習受講資格一覧表）

（[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/ginou01/\\_81792.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ginou01/_81792.html)

）（最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）。

表 6 労働安全衛生法に基づく免許試験（統計）（2019（令和元年度））

試験区分		受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
学科試験	特級ボイラー技士	498	151	30.3
	一級ボイラー技士	4,932	2,588	52.5
	二級ボイラー技士	25,192	12,803	50.8
	特別ボイラー溶接士	148	104	70.3
	普通ボイラー溶接士	926	549	59.3
	ボイラー整備士	3,124	1,902	60.9
	クレーン・デリック運転士	22,031	12,755	57.9
	移動式クレーン運転士	5,522	3,604	65.3
	揚貨装置運転士	591	418	70.7
	発破技士	459	273	59.5
	ガス溶接作業主任者	947	847	89.4
	林業架線作業主任者	168	104	61.9
	第一種衛生管理者	68,498	32,026	46.8
	第二種衛生管理者	33,559	18,511	55.2
	高圧室内作業主任者	89	60	67.4
	エックス線作業主任者	5,016	3,175	63.3
	ガン線透過写真撮影作業主任者	424	299	70.5
	潜水士	6,557	5,418	82.6
計		178,681	95,587	53.5

試験区分		受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
実技試験	特別ボイラー溶接士	141	129	91.5
	普通ボイラー溶接士	719	464	64.5
	クレーン・デリック運転士	3,538	1,724	48.7
	移動式クレーン運転士	636	403	63.4
	揚貨装置運転士	349	327	93.7
計		5,383	3,047	56.6

（表 6：出典）公益財団法人安全衛生試験技術協会ホームページ（統計）（[https://www.exam.or.jp/exmn/H\\_gokakuritsu.htm](https://www.exam.or.jp/exmn/H_gokakuritsu.htm)）（最終閲覧日：2021年3月15日）。

表 7 技能講習等登録教習機関数（安全関係）

種類	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
木材加工用機械作業主任者	101	99	88	92	77	64	63	63
プレス機械作業主任者	72	72	66	68	66	60	60	61
乾燥設備作業主任者	59	60	58	58	55	49	49	48
コンクリート破砕機作業主任者	43	44	41	39	23	5	4	6
地山の掘削作業主任者	145	143						
土止め支保工作業主任者	138	135						
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者			143	145	139	110	121	133
ずい道等の掘削等作業主任者	37	37	39	37	33	22	19	19
ずい道等の覆工作業主任者	36	36	36	35	29	21	18	18
採石のための掘削作業主任者	42	44	46	42	32	22	20	20
はい作業主任者	106	108	106	110	98	91	93	102
船内荷役作業主任者	25	26	22	24	21	16	15	16
型枠支保工の組立て等作業主任者	147	146	145	144	123	103	99	106
足場の組立て等作業主任者	185	188	184	196	182	179	194	207
木造建築物の組立て等作業主任者	147	155	158	161	143	130	131	141
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	86	86	97	94	76	58	57	63
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	101	107	108	111	104	90	88	95
鋼橋架設等作業主任者	50	50	48	48	39	25	26	26
コンクリート橋架設等作業主任者	48	49	50	50	44	24	26	24
ボイラー据付け工事作業主任者	43	41						
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	30	31	28	29	26	23	22	23
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	53	52	52	52	50	50	49	50
床上操作式クレーン運転	135	136	146	148	145	147	150	154
小型移動式クレーン運転	318	330	340	347	355	364	369	380
ガス溶接	799	743	732	750	711	671	674	672
フォークリフト運転	391	411	442	473	498	504	508	545
ショベルローダー等運転	86	87	87	86	74	72	70	72
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	219	225	234	236	225	229	230	239
車両系建設機械(基礎工事用)運転	38	38	38	36	31	25	23	24
車両系建設機械(解体用)運転	134	139	144	145	143	146	144	148
不整地運搬車運転	119	122	128	126	122	121	122	132
高所作業車運転	177	184	195	201	214	225	237	248
玉掛け	493	478	481	491	488	477	484	500
ボイラー取扱	73	73	74	74	69	66	66	65
揚貨装置運転	5	3	3	4	3	3	3	3
クレーン運転	35	31	33	33	36	31	30	32
移動式クレーン運転	71	68	64	64	65	55	56	61
デリック運転	0	0						

(表 7 : 出典) 厚生労働省ホームページ (技能講習等の登録教習機関数及び修了者数) (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>) (最終閲覧日 : 2021 年 3 月 15 日)。

表 8 技能講習等修了者数（安全関係）

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
木工加工用機械作業主任者	1,461	1,260	1,415	1,485	1,428	1,352	1,500	1,103
プレス機械作業主任者	6,614	6,420	6,404	6,184	6,571	6,356	6,367	6,158
乾燥設備作業主任者	8,148	8,141	8,334	8,356	8,701	7,965	8,488	7,988
コンクリート破砕機作業主任者	82	64	33	73	168	18	18	0
地山の掘削作業主任者								
土止め支保工作業主任者								
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	9,011	8,757	9,975	11,018	11,050	10,598	9,968	9,154
ずい道等の掘削作業主任者	133	140	145	263	255	257	192	208
ずい道等の覆作業主任者	110	153	90	207	217	197	156	176
採石のための掘削作業主任者	157	136	389	267	263	230	275	165
はい作業主任者	10,774	12,735	12,947	13,021	13,911	14,383	15,274	14,232
船内荷役作業主任者	465	484	465	459	471	480	440	409
型枠支保工の組立て等作業主任者	3,966	4,218	4,621	5,478	5,247	4,952	4,329	3,608
足場の組立て等作業主任者	27,593	25,477	28,687	41,664	40,921	37,416	26,368	20,778
木造建築物の組立て等作業主任者	4,053	3,272	4,209	4,038	4,083	3,832	3,184	2,949
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	2,324	2,062	2,077	2,519	3,785	2,789	2,194	2,125
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	3,980	3,509	4,092	4,404	4,706	4,459	4,127	3,833
鋼橋架設等作業主任者	293	182	292	251	427	324	431	250
コンクリート橋架設等作業主任者	375	115	234	148	232	176	291	139
ボイラー据付け工事作業主任者								
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	1,632	1,837	1,904	1,810	1,716	1,722	1,756	1,496
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	3,520	3,245	3,329	3,519	3,351	3,376	3,283	3,293
床上操作式クレーン運転	34,294	32,862	34,917	37,190	37,088	37,794	39,397	38,611
小型移動式クレーン運転	67,311	72,032	78,940	79,898	75,818	72,812	70,569	67,288
ガス溶接	87,331	83,663	85,493	86,851	85,687	80,708	78,696	71,769
フォークリフト運転	235,728	224,183	224,893	222,830	221,258	221,038	227,580	225,141
ショベルローダー等運転	3,298	3,335	3,273	3,327	3,139	3,046	3,108	2,965
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	45,768	49,863	55,383	54,017	49,974	48,597	49,027	47,960
車両系建設機械(基礎工用)運転	1,041	1,082	1,279	1,404	1,367	1,535	1,690	1,394
車両系建設機械(解体用)運転	13,277	16,659	20,471	23,489	24,329	21,212	20,286	19,833
不整地運搬車運転	8,925	9,201	10,902	10,731	9,913	10,004	9,676	9,708
高所作業車運転	49,584	51,687	56,633	61,356	61,291	60,724	61,163	59,879
玉掛け	173,710	173,555	191,153	198,042	194,969	192,658	195,849	189,060
ボイラー取扱	10,756	10,182	9,949	10,130	9,321	9,466	8,286	7,294
揚貨装置運転	67	75	86	82	74	75	78	89
クレーン運転	10,835	10,020	10,149	10,897	11,036	10,683	10,983	10,205
移動式クレーン運転	2,713	3,178	3,341	3,758	3,565	3,292	3,451	3,390
デリック運転								

(表 8 : 出典) 厚生労働省ホームページ (技能講習等の登録教習機関数及び修了者数) (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>) (最終閲覧日 : 2021 年 3 月 15 日)。

表 9 技能講習登録教習機関の数（衛生関係）

種 別	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鉛作業主任者技能講習		46	52	52	52	45	36	37	38	38	38	42	44	44	44	44	48
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				92	86	89	79	81	83	77	76	79	84	75	83	86	88
石綿作業主任者技能講習				128	115	69	74	61	51	62	55	105	101	106	102	107	108
有機溶剤作業主任者技能講習		87	90	93	92	92	90	95	100	101	107	101	109	109	111	112	111
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		55	59	62	59	38	28	18	17	14	15	15	10	11	13	12	9
酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者技能講習		65	72	68	68	70	70	71	72	76	75	76	77	78	76	79	76
四アルキル鉛等作業主任者技能講習		6	9														
特定化学物質等作業主任者技能講習		72	87														
合 計		331	369	495	472	403	377	363	361	368	366	418	425	423	429	440	440

（表 9：出典）厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>）（最終閲覧日：2021年3月15日）。

表 10 技能講習修了者数（衛生関係）

種 別	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鉛作業主任者技能講習		1,594	1,537	1,540	1,596	1,430	1,160	1,246	1,330	1,323	1,286	4,577	3,948	2,682	2,814	2,932	2,967
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				31,232	31,367	33,294	26,882	28,098	27,514	32,101	30,890	33,081	34,467	39,055	39,540	39,594	36,627
石綿作業主任者技能講習				51,765	16,566	9,850	9,645	7,271	6,018	6,839	6,115	10,498	10,724	14,043	13,076	14,205	13,902
有機溶剤作業主任者技能講習		48,027	48,626	49,779	55,658	58,098	52,924	52,787	50,301	52,633	51,874	51,739	56,381	58,739	59,803	59,731	55,963
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		4,770	4,590	5,066	4,162	4,047	5,463	5,612	3,074	3,169	3,133	4,189	3,107	2,970	3,137	2,785	328
酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者技能講習		35,250	35,597	35,997	39,791	45,123	44,278	46,524	44,825	46,117	46,225	45,371	48,561	50,356	48,713	51,585	49,654
四アルキル鉛等作業主任者技能講習		0	0														
特定化学物質等作業主任者技能講習		31,021	115,509														
合 計		120,662	205,859	175,379	149,140	151,842	140,352	141,538	133,062	142,182	139,523	149,455	157,188	167,845	167,083	170,832	159,441

（表 10：出典）厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>）（最終閲覧日：2021年3月15日）。

- 1 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 4 版』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））862 頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017 年（平成 29 年））685 頁。
- 2 尾添博『改訂第 2 版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019 年（令和元年））252～253 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））685 頁。
- 3 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））863～866 頁、労務行政研究所編前掲書（2017 年）685～690 頁。
- 4 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））862 頁。行政サービスの向上と行政

業務の簡素化を図るため、労働安全衛生法に基づく免許を複数保有する場合においても、それらの免許は一枚の免許証に全てを記載することで交付される（1988（昭和 63）年より実施された）（労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））862 頁）。

- 5 労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））690～691 頁。
- 6 尾添前掲書（2019 年（令和元年））252～253 頁。
- 7 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013 年（平成 25 年））324 頁。
- 8 労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））691～692 頁。
- 9 労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））692 頁。
- 10 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））862 頁。詳細な取扱いに関し「障害者に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）の施行について」（平 13・7・16 基発第 631 号）を参照。
- 11 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））324～325 頁。
- 12 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））324～325 頁。
- 13 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））867 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））693 頁。
- 14 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））866～867 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））692～694 頁。
- 15 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））866～867 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））692～694 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））253～254 頁。
- 16 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））869 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））694～695 頁。
- 17 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））868～869 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））696～697 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））252～253 頁。
- 18 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））869 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））695～696 頁。第 72 条第 2 項第二号に該当するものは年齢制限であり、第 74 条第 1 項が適用されるケースとしては不正な手段（年齢を偽るなど）により免許を取得する場合は考えられる（尾添前掲書（2019 年（令和元年））255 頁）。
- 19 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））869 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））695～696 頁。木村前掲書（2013 年（平成 25 年））326 頁。
- 20 労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））699 頁。詳細な取扱いに関し「労働安全衛生法及び同法施行令の施行について」（昭 47・9・18 基発第 602 号）を参照。
- 21 再免許の手續に関し「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）の施行について」（平 13・7・16 基発第 631 号）を参照。
- 22 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））870～871 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））699 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））256～258 頁。
- 23 尾添前掲書（2019 年（令和元年））257 頁。
- 24 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））870～871 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））699 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））256～258 頁。
- 25 尾添前掲書（2019 年（令和元年））258 頁。
- 26 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））880～882 頁。「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について（労働安全衛生法関係）」（昭 53・2・10 発基第 9 号）。
- 27 労働調査会出版局編前掲書（2015 年（平成 27 年））880～882 頁。労務行政研究所編前掲書（2017 年（平成 29 年））706～708 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））258～259 頁。

頁。公益財団法人安全衛生技術試験協会は1976（昭和51）年4月に設立され、試験の実施機関として、北海道安全衛生技術センター、東北安全衛生技術センター、関東安全衛生技術センター、中部安全衛生技術センター、近畿安全衛生技術センター、中国安全衛生技術センター、九州安全衛生技術センターを設置している（公益財団法人安全衛生技術試験協会ホームページ：[https://www.exam.or.jp/exmn/H\\_aramashi.htm](https://www.exam.or.jp/exmn/H_aramashi.htm)）（最終閲覧日：2021年3月15日）。

28 「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭53・2・10基発第77号）。試験合格者は、指定試験機関が発行する合格証を添えて都道府県労働局長に免許の申請を行う。

29 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））882～886頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））708～710頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））260～261頁。

30 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））708～710頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））260～261頁。

31 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））710～711頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））260～261頁。

32 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））882～886頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））712頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））261～261頁。

33 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））886～887頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））712～714頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））262～263頁。

34 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））886～887頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））712～714頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））262～263頁。

35 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））887～888頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））714頁。

36 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））888～889頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））715～716頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））264頁。

37 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））888～889頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））715～716頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））264頁。

38 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））716頁。

39 事務の公的性格に鑑み厳しい規制を加える必要があるため（労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））716頁）。

40 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））889～893頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））716～718頁。

41 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））716～718頁。

42 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））718～719頁。

43 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））889～893頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））718～719頁。

44 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））718～719頁。

45 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））889～893頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））719～721頁。

46 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））893～914頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））721～739頁。

47 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））893～914頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））721～739頁。

48 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））893～914頁。労務行政研究所編前



- 掲書（2017年（平成29年））721～739頁。
- 49 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））893～914頁。
- 50 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））915～920頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））739～748頁。
- 51 労働調査会出版局編前掲書（2015年（平成27年））915～920頁。労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））739～748頁。
- 52 木村前掲書（2013年（平成25年））342～343頁。
- 53 以下、登録の申請（第77条第1項関係）、機械器具等（第77条第2項第1号関係）、講師等（第77条第2項第2号関係）、実施管理者（第77条第2項第3号関係）、登録教習機関に係る要件（第77条第2項第4号関係）に関し、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平16・3・19基発第0319009号）、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（平18・2・24基発第02240003号）、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示について」（平19・6・1基発第0601006号）、「技能講習の講師の条件等の改正について」（平21・3・31基発第0331040号）、「労働安全衛生法における登録検査・検定機関の登録基準に係る運用の一部改正について」（平24・3・9基発第0309第4号）、「作業環境測定法に規定する登録講習機関の講習及び研修の講師等の要件について」（平25・3・14基発第0314第4号）及び労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））739～748頁を参照。
- 54 木村前掲書（2013年（平成25年））342～343頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））270～280頁。
- 55 第46条（登録製造時検査機関検査機関の登録）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））272～273頁。
- 56 第47条の2（変更の届出）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））273頁。
- 57 第48条（業務規程）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））273～274頁。
- 58 第49条（業務の休廃止）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））274～275頁。
- 59 以下、財務諸表等の備付け及び閲覧等（第77条第3項において準用する第50条関係）に関し、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平16・3・19基発第0319009号）及び労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））739～748頁、尾添前掲書（2019年（令和元年））275～277頁を参照。
- 60 第52条（適合命令）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））277頁。
- 61 第52条の2（改善命令）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））277～278頁。
- 62 第53条（登録の取消し等）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））278～279頁。
- 63 第53条の2（都道府県労働局長による製造時検査の実施）の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））279～280頁。
- 64 尾添前掲書（2019年（令和元年））281頁。
- 65 第77条第2項並びに第46条第2項・第4項（登録製造時等検査機関の登録）の規定の準用。尾添前掲書（2019年（令和元年））281～283頁。
- 66 尾添前掲書（2019年（令和元年））283～284頁。
- 67 「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平16・3・19基発第0319009号）及び労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））747頁。
- 68 尾添前掲書（2019年（令和元年））281頁。
- 69 「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平16・3・19基発第0319009

- 号) 及び労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））747頁。
- 70 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））747～748頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））269～284頁。労働調査会出版局『労働安全衛生法実務便覧（改訂21版）』（労働調査会、2020年（令和2年））202頁。
- 71 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））566～573頁。
- 72 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））236～246頁、259～270頁。
- 73 免許の種類は2021（令和3）年3月1日現在のもの。厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei22/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei22/index.html)）（最終閲覧日：2021年3月15日）。
- 74 植草益『公的規制の経済学』（NTT出版、2000年（平成12年））3頁。
- 75 植草益「社会的規制研究の必要性」植草益編『社会的規制の経済学』（NTT出版、1997年（平成9年））6頁。
- 76 植草前掲書（2000年（平成12年））24頁、36頁。
- 77 植草前掲書（1997年（平成9年））8～9頁。
- 78 植草前掲書（1997年（平成9年））13頁。
- 79 井出秀樹「社会的規制の手段」植草益編『社会的規制の経済学』（NTT出版、1997年（平成9年））50～79頁。このうちルール型規制とは、独占禁止法、商法、民法、製造物責任法（PL法）などにに基づき、経済主体が順守すべきルールを政府が明示し、違反行為があった場合に罰則、損害賠償などの制裁を加える規制を指す。また、経済的手段による規制は、企業に経済的なインセンティブを与えることによる規制目的を達成する手段を意味する。情報公開・提供の例としては、「市場の失敗」である「情報の不完全性」をできる限り補正することを目的とした、財・サービスに関する情報開示、情報公開制度の整備などの取組みが挙げられる（井出前掲書（1997年（平成9年））71～79頁）。
- 80 井出前掲書（1997年（平成9年））51頁。
- 81 井出前掲書（1997年（平成9年））51頁。
- 82 総務庁「規制緩和推進の現況」（1995年（平成7年）7月）。
- 83 井出前掲書（1997年（平成9年））54頁。
- 84 井出前掲書（1997年（平成9年））62頁。
- 85 八代尚宏・伊藤隆一「安全規制の改革 - 検査・検定・公的資格の横断的見直しを」八代尚宏編『社会的規制の経済分析』（日本経済新聞社、2000年（平成12年））250頁。
- 86 井出前掲書（1997年（平成9年））62～67頁。
- 87 八代・伊藤前掲書（2000年（平成12年））249～250頁。
- 88 井出前掲書（1997年（平成9年））67～71頁。
- 89 八代・伊藤前掲書（2000年（平成12年））250～251頁。
- 90 臨時行政改革推進審議会事務局編『規制緩和の推進』（ぎょうせい、1989年（平成元年））。井出前掲書（1997年（平成9年））54～62頁。
- 91 井出前掲書（1997年（平成9年））54～55頁。
- 92 八代・伊藤前掲書（2000年（平成12年））273頁。
- 93 井出前掲書（1997年（平成9年））54～62頁。八代・伊藤前掲書（2000年（平成12年））274～276頁。
- 94 八代・伊藤前掲書（2000年（平成12年））273～280頁。
- 95 大藪俊志「政策過程分析モデル」縣公一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』（成文堂、2007年（平成19年））195～220頁。
- 96 森田朗『新版 現代の行政』（第一法規、2017年（平成29年））172頁。
- 97 森田朗『許認可行政と官僚制』（岩波書店、1988年（昭和63年））23頁。
- 98 政策実施の段階に関する研究は今日においても蓄積が十分ではない分野とされており、政策過程では「欠落した章」とされる（真淵勝『行政学[新版]』（有斐閣、2020年（令和2

年) 96~101 頁))。本格的な政策実施研究の嚆矢として、Pressman, Jeffrey L. and Aaron Wildavsky, *Implementation: How Great Expectations in Washington are Dashed in Oakland: or, Why It's Amazing that Federal Programs Work at all, this Being a Saga of the Economic Development Administration as Told by Two Sympathetic Observers Who Seek to Build Morals on a Foundation of Ruined Hopes*, 1973, University of California Press. が挙げられる。

<sup>99</sup> 政策実施の手段に関し、例えば法律に規定された政策手段（行政の執行活動）を可視化するための分類として、法規制、基準設定、作為義務設定、許容、受取、監視、強制、指導、証明、特定、支援、制裁、公知、調整、その他（給付、支給、料金徴収など）の類型が挙げられる（行政管理庁『行政作用の本質と役割に関する調査研究報告書（昭和 58 年度）』（行政管理庁、1984 年（昭和 59 年））。また、政策実施の方法として、周知戦略、制止戦略、制裁戦略、適応戦略の類型が挙げられる（西尾勝『行政の活動』（有斐閣、2000 年（平成 12）年）36~37 頁）。

<sup>100</sup> 森田朗前掲書（1988 年（昭和 63 年））76 頁。

<sup>101</sup> 法令上の「免許」は、「一般には許されない特定の行為を特定の者が行えるようにする行政処分」とされ、規制行政における主要な法的仕組みとしての許可制における用語として用いられる（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第 4 版〕』（有斐閣、2012 年（平成 24 年））1108~1109 頁）。なお、許可制とは、「ある種の国民の活動を一般的に禁止したうえで、国民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件に合致する場合、禁止を個別具体的に解除する法的仕組み」であるが、許可制のもとで一般的禁止を個別具体的に解除する行為を指す法令上の用語には、許可、承認、免許、登録、確認、認定、認証などがあり、その用語法は一定していない（宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論〔第 6 版〕』（有斐閣、2017 年（平成 29 年））86 頁）。

<sup>102</sup> Leonard D. White, *Introduction to the Study of Public Administration, Revised Edition, Macmillan, 1939, p.500.*

<sup>103</sup> 森田朗前掲書（1988 年（昭和 63 年））76 頁。

<sup>104</sup> 森田朗前掲書（1988 年（昭和 63 年））76~77 頁。

<sup>105</sup> 森田前掲書（1988 年（昭和 63 年））77 頁。

<sup>106</sup> 森田前掲書（1988 年（昭和 63 年））77 頁。

<sup>107</sup> 森田前掲書（1988 年（昭和 63 年））77~78 頁。

<sup>108</sup> 労働安全衛生法に基づく免許・技能は、制度の運用において民間部門（指定試験機関、登録教習機関など）の活用が積極的に行われている点、日本の行政システムの特徴を説明する概念である「最大動員」の具体例でもある。この「最大動員」の概念は「それは目的を達成するためにリソースを最大限に利用しようとすることを意味するわけであるが、最大能率という表現をしないわけは、能率が個別的な管理活動の概念であるのに対して、行政制度の全体の能率を判断しようとしているからである。組織内において個人は分業によって、明確な管轄のなかで最大の能率を達成しようとする。しかし、管轄以外のところでは、「遊ぶ」ことがある。これに対して最大動員においては、個人をあそばせない。個人は別の場所で利用されるのである。その場合、個人の専門性が発揮できないわけで部分的には非能率だが、ここで問題なのは全体の能率なのである」と説明される（村松岐夫『日本の行政 - 活動型官僚制の変貌』（中央公論社、1994 年（平成 6 年））iv 頁）。

<sup>109</sup> 以下、免許・技能講習制度の歴史的変遷に関し、新潟労働局ホームページ ([https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/roudouanzen\\_kankei/menkyo.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudouanzen_kankei/menkyo.html))（最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）などを参照。

<sup>110</sup> 津澤健一「安全行政 50 年の歩み - 産業安全の歴史を踏まえて -」労働省労働基準局編『労働基準行政 50 年の回顧』（日本労務研究会、1997 年（平成 9 年））324~349 頁。松尾幸夫主筆、片岡輝男・木村嘉勝編、唐沢正義・後藤博俊・飛鳥滋・榎本克哉『政策担当

- 
- 者が語る労働衛生施策の歩み』(労働調査会、2012(平成24)年)83～84頁。畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』(中災防ブックス、2019年(令和元年))290～291頁。
- 111 労働安全衛生法に基づく免許試験の統計に関し、公益財団法人安全衛生試験技術協会ホームページ(統計)([https://www.exam.or.jp/exmn/H\\_gokakuritsu.htm](https://www.exam.or.jp/exmn/H_gokakuritsu.htm))を参照(最終閲覧日:2021年3月15日)。
- 112 登録教習機関に関する全国規模の団体として一般社団法人全国登録教習機関協会が設立されている(<https://www.zentokyo.or.jp/index.html>)。
- 113 労働安全衛生法に基づく技能講習等の登録教習機関及び修了者数に関し、厚生労働省ホームページ(技能講習等の登録教習機関数及び修了者数)(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>)を参照(最終閲覧日:2021年3月15日)。
- 114 「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」(2010(平成22)年4月)。同報告書は、労働安全衛生法に基づく試験制度全般の点検、受験者の視点からの試験実施のあり方の改善に向けた方向性の検討のために設置された、学識経験者からなる「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会(座長:平野敏右千葉科学大学学長)が取りまとめたものである。
- 115 「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」(2010(平成22)年4月)。
- 116 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」(平24・2・13基発0213第6号)。「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」(2010(平成22)年4月)。